

三条市空き家等の適正管理に関する条例

平成 24 年 9 月 27 日

条例第 28 条

(目的)

第 1 条 この条例は、空き家等の適正な管理に必要な事項を定めることにより、空き家等が管理不全な状態となることの防止を図り、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市の区域内に所在する建物その他の工作物で常時無人の状態にあるもの及びその敷地並びに空き地をいう。
- (2) 管理不全な状態 次に掲げるいずれかの状態をいう。
 - ア 建物その他の工作物の倒壊又は破損により、人の生命若しくは身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態
 - イ 不特定の者の侵入により、犯罪を誘発するおそれがある状態
 - ウ 樹木等の繁茂又はねずみ若しくは害虫の発生により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態
- (3) 所有者等 空き家等の所有者、管理者又は占有者をいう。

(所有者等の責務)

第 3 条 所有者等は、空き家等が管理不全な状態にならないよう、常に適正な管理を行わなければならない。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、管理不全な状態である空き家等があると認めるときは、速やかに市長にその情報を提供するよう努めるものとする。

(実態調査)

第 5 条 市長は、前条の規定により情報の提供を受けたとき、又は管理不全な状態である空き家等があると認めるときは、当該空き家等の所有者等の所在、管理不全な状態の程度等を調査することができる。

(立入調査)

第 6 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に管理不全な状態の空き家等に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第7条 市長は、空き家等が現に管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について、助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第8条 市長は、前条の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお空き家等が管理不全な状態にあるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第9条 市長は、前条の規定による勧告に従わない者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することができる。

(公表)

第10条 市長は、空き家等の所有者等が前条の規定による命令に基づく措置を期限までに講じないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象となった空き家等の所在地及び種別
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を付与しなければならない。

(代執行)

第11条 市長は、第9条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより代執行を行うことができる。

(空き家等審議会)

第12条 市長の諮問に応じ、第8条の規定による勧告について調査審議するため、三条市空き家等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長が委嘱する委員 3 人をもって組織する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(関係機関との連携)

第 13 条 市長は、災害や犯罪を防止するため必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に対し、第 5 条から第 9 条までの規定による調査、助言、指導、勧告及び命令の内容を提供し、必要な措置を講じるよう要請することができる。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

三条市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

平成 24 年 11 月 2 日

規則第 24 条

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三条市空き家等の適正管理に関する条例（平成 24 年三条市条例第 28 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第 2 条 条例第 6 条第 2 項に規定する身分を証明する書類は、様式第 1 号のとおりとする。

(勧告)

第 3 条 条例第 8 条の規定による勧告は、様式第 2 号により行うものとする。

(命令)

第 4 条 条例第 9 条の規定による命令は、様式第 3 号により行うものとする。

(公表方法)

第 5 条 条例第 10 条第 1 項の規定による公表は、市役所三条庁舎前掲示場に掲示して行うほか、必要に応じて市のホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

(意見を述べる機会の付与)

第 6 条 市長は、条例第 10 条第 2 項の規定による意見を述べる機会を付与するときは、様式第 4 号により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、市長が口頭であることを認めたときを除き、様式第 5 号により行うものとする。

(委員)

第 7 条 条例第 12 条第 2 項に規定する三条市空き家等審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) その他市長が適当と認める者

(会長の選任及び権限)

第 8 条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 9 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の全員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、委員の過半数で決することとする。

(意見の聴取等)

第 10 条 審議会は、必要があると認めるときは、学識経験者、関係行政機関の職員その他

関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

様式1号（第2条関係）

（表）

第 号	
写真	次の者は、空き家等の立入調査に従事する職員であることを証明する。 所属 職名 氏名
年 月 日	
三條市長 印	

（裏）

注意

- 1 この証明書は、空き家等の調査のために他人の土地に立ち入る場合は、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証明書は、関係者からの請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
- 3 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

三条市長



空き家等の適正管理に関する勧告書

あなたの所有（管理）する空き家等について、三条市空き家等の適正管理に関する条例第8条の規定に基づき、 年 月 日までに速やかに必要な措置を講ずるよう下記のとおり勧告します。

記

空き家等の所在地等	
勧告の理由	
必要な措置	
備考	

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

三条市長



空き家等の適正管理に関する命令書

あなたの所有（管理）する空き家等について、三条市空き家等の適正管理に関する条例第9条の規定に基づき、 年 月 日までに必要な措置を講ずるよう下記のとおり命令します。

なお、この命令に従わないときは、同条例第10条の規定により、住所及び氏名（法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）、命令の対象となった空き家等の所在地及び種別、命令の内容その他市長が必要と認める事項を公表することがあります。

記

空き家等の所在地等	
命令の理由	
必要な措置	
備考	

（教示）

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に三条市長に対して、異議申立てをすることができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に三条市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において三条市を代表する者は三条市長となります。）

なお、この処分について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に三条市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

三条市長



空き家等の適正管理に関する意見を述べる機会の付与通知書

あなたの所有（管理）する空き家等について、 年 月 日付け 第 号命令書により必要な措置の命令をしましたが、履行期限を経過しても当該措置の履行が認められず、管理不全な状態であることから、三条市空き家等の適正管理に関する条例第10条第1項の規定に基づき下記の内容について公表する予定です。よって、同条第2項の規定に基づき意見を述べる機会を付与しますので、意見を述べる場合は、下記により意見書を提出してください。

記

- 1 公表の内容
- 2 提出書類
空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書（様式第5号）
- 3 意見書の提出先
- 4 意見書の提出期限
- 5 その他

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）三条市長

住所

氏名

印

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、代表者印及び電話番号）

空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書

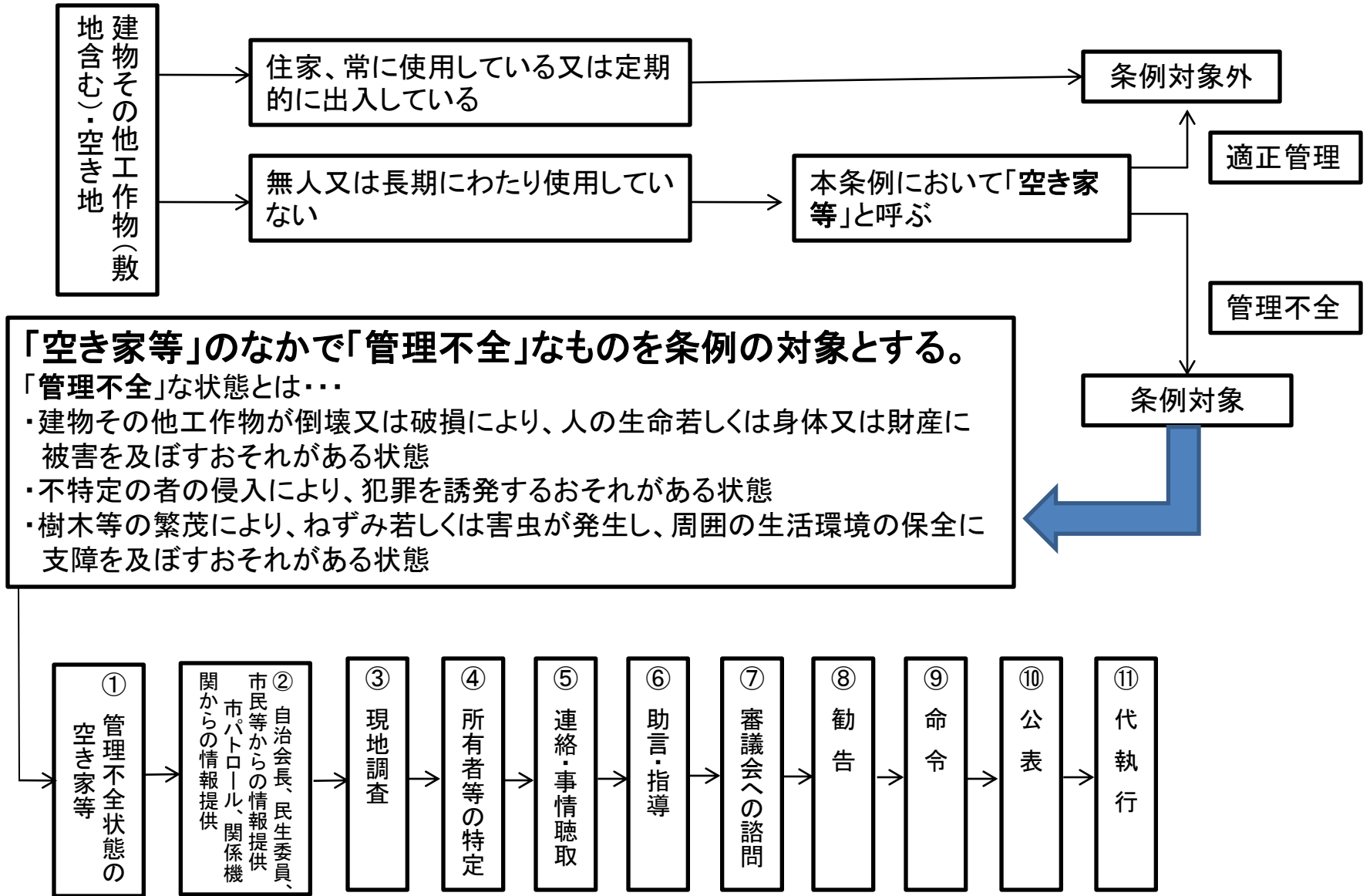
三条市空き家等の適正管理に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり意見を述べます。

意見を述べる機会の付与 通知書の番号及び日付	
公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見	

備考

証拠書類等を提出する場合は、添付してください。

条例対象物件と事務の流れ



※所有者等が対応した時点で、市の対応は終了となります。

市の対応の流れについて

